

「民間銀行における信用リスク管理の高度化」



近畿大学経済学部教授 安孫子 勇一

要約

戦後の高度成長期からバブル経済期まで、わが国では地価がほぼ一本調子で上昇した。これを受け、民間の金融機関(以下では「民間銀行」と呼ぶ)では土地担保付き貸出が一般化した。バブルが崩壊するまでは、こうした土地担保による信用リスク管理が非常に有効に機能し、貸倒損失等は小さかった。しかし、バブル崩壊後、地価は下落に転じ、東京都心部など一部を除いて未だに下げ止まっていない。この結果、土地を担保とする貸出でも、十分に回収できないものが大量に発生した。いわゆる「不良債権問題」である。この問題は、間接金融中心の日本経済に大きな打撃を与え、預金者や資金の借り手などの金融機関に対する不安を高めた。

バブル崩壊後しばらくは、民間銀行における信用リスク管理体制の再構築が遅れ、不良債権がどの程度あるのかということすら把握できなかった。その反省に基づいて1998年度に「早期是正措置」が導入され、翌1999年には民間銀行のリスク管理を重視した「金融検査マニュアル」が公表されるなど、民間銀行の信用リスク管理は着実に高度化してきた。最低限でも「自己査定」により、従来の受身かつ不定期かつ個別的な信用リスク管理から、主体的かつ定期的かつ網羅的な信用リスク管理が行われるようになった。それらのリスク管理状況が、公認会計士や金融当局によってチェックされる仕組みも用意されていて、信頼度が格段に向上している。

さらに先進的な民間銀行では、高度な統計学の知識などを用いて、内部格付け制度や信用VaRなどの高度な信用リスク管理方法が用いられるようになっている。今後予定されているBIS規制の改革でも、信用リスク管理の高度化が重視されている。

今後、郵便貯金が貸出業務に本格参入される場合には、こうした民間銀行の信用リスク管理状況や金融当局の運用姿勢などに注目し、信用リスク管理の高度化や管理体制の整備を図っていくことが望まれる。

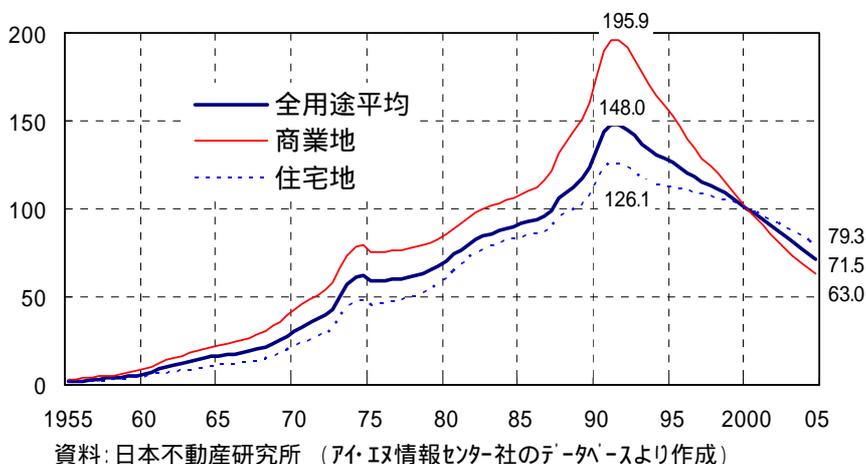
1 バブル期までの土地担保付き融資と不良債権問題の発生

私が郵政研究所(現・郵政総合研究所)に出向していた1997年、郵政研究所月報1997年10月号に「[不良債権問題の一考察](#) 現在の開示状況と『早期是正措置』導入の意義」と題する論文を掲載して頂いてから、早いものでもう7年半が経過している。当時は「早期是正措置」の導入手順が発表されたばかりで、不良債権処理も今から思えば道半ばの時期であった。その論文では、同措置の概要や当時の不良債権の定義・開示方法などについて紹介した後、民間銀行の貸出行動に大きな影響

を与え得る画期的な制度改正であることを主張した。論文発表直後の1997年11月に北海道拓殖銀行や山一証券などの大手金融機関が破綻したほか、翌1998年には10月に日本長期信用銀行が、12月に日本債券信用銀行が破綻して“特別公的管理”に移行するなど、わが国では“金融不安”が一時高まった。その後、こうした不良債権問題への反省などに基づいて、金融面で大がかりな制度改正や大規模な公的資金の注入が相次いで行われ、さしもの金融不安も沈静化した。さらには、2002年10月に発表された竹中プランの効果もあって、このところ民間銀行の抱える不良債権の絶対額も減少傾向にあるとされている。こうした時代の大きな変化の中で、上記論文の記述が古くなった面も否めない。そこで、今回の小論では、上記論文の要点をご紹介しますあと、その後の金融制度の変化(ただし、預金保険法の拡充という重要な論点については、紙幅の関係で省略する)やその影響について論じることとしたい。

まず、不良債権問題発生の前史として、バブル期までの土地担保付き貸出について簡単に解説したい。わが国の地価は、図1にあるとおり、戦後の高度成長期からバブル経済期まで、ほぼ一本調子で上昇した。“土地の値段は上がることはあっても下がることはない”という土地神話が広まり、金融面では土地担保付きの貸出が一般化していった。民間銀行は土地を担保として貸出をすれば、債務者がなんらかの事情で債務を返済できなくなっても、担保の土地を処分することで貸出を保全できると考えたためである。実際、地価上昇が続く中で土地担保付き貸出は信用リスク管理上、大変有効に機能し、貸倒れが発生しても小幅に止まることが多かった。こうした成功体験を積み重ね、民間銀行の信用リスク管理は甘くなり、バブル期になると、折からの業態内の激しい競争意識もあって、土地担保さえあれば、事業計画などにかなり無理のある貸出も実行されるようになった。本来であれば、信用リスクの管理は手間暇のかかるものであり、一旦貸出を行っても不断に借り手の経営状態や資金繰りをチェックする必要があるが、当時は土地担保に安住することで“信用リスク管理を手抜きした”民間銀行が多かったのである。

図1 全国市街地価格指数 (2000年基準)



バブル経済が崩壊し、地価が下落に転じると、土地担保付き貸出は、信用リスク管理という意味では機能しなくなる。図1は全国の地価の推移を全用途平均(商業地、住宅地、工業地の平均)、商業地、住宅地別に示したものであるが、商業地の地価はピーク時の3分の1以下に、全用途平均でも半分以下に低下している。バブル期に全国に比べて地価が大幅に上昇した東京圏、大阪圏では、バブル崩壊後には全国平均よりも大幅な地価下落が起きている。この結果、地価下落の激しい東京圏や大阪圏に基盤をおく民間銀行や、抵当順位の低い担保を持つ民間銀行(住専はこの典型)、さらには無理な貸出を行った民間銀行などで、大量の不良債権が発生した。貸倒れのリスクを勘案すれば貸出金利の低すぎる多くの民間銀行にとっては、土地担保の処分によって貸出を回収することができな

くなったのである。バブル期までの土地担保付き貸出の強烈な成功体験に踊った民間銀行ほど大きな痛手を蒙ったのは皮肉なことであるが、今から思えば、信用リスク管理の手抜きに基づく自業自得であったと考えられる。

バブル経済が崩壊して暫くの間は、不良債権処理を先送りする民間銀行が少なくなかった。本来ならば、資産としての価値が乏しい不良債権を会計上で処理しなければならない(後述)のに、帳簿上はあたかも資産であるかのように記載する事例が多くみられたのである。この結果、多くの民間銀行の自己資本比率(後述)は実態よりも高く出ている、同比率に本来期待されていた“早期警報装置”(アーリーウォーニング・システム)としては十分機能しなかった。資産内容の透明性や情報開示などが重視される資本主義社会にあっては、不良債権処理の先送りは一種の“粉飾決算”であり、レッドカードものの犯罪行為である。しかしながら、少なからぬ銀行が、「土地の値段が再び上昇すれば不良債権でなくなる」、「前任者の無謀な貸出の尻拭いを自分の担当時に会計処理したくない」、「税務当局が不良債権をなかなか損金として認めないため、コストがかかりすぎる」、「他行でもみんな先送りをしている」などの安易な理由で先送りを続けたと言われている。その当時は、民間銀行が自らの資産内容を定期的・網羅的に把握するための仕組みがなく、数年に一度の金融当局の検査・考査(大蔵省・地方財務局の検査<銀行や信用金庫が対象>、都道府県の検査<信用組合が対象>、さらには日本銀行の考査<日本銀行との当座預金取引先が対象>)で資産内容の悪さが指摘されることが多かったのである。ただ、頼みの綱の金融当局としても、経済・金融環境が激変する中で、不良債権処理の制度が十分確立していなかったため、不良債権の実態把握や対応策が後手に回った側面は否めないところである。

こうした状況下、銀行が開示する「不良債権額」や銀行の不良債権処理スタンス、さらには公表される「自己資本比率」に対する世間の信用は大きく低下した。折から、マスコミで不良債権問題がジャーナリストに取り上げられたこともあって、民間銀行の経営状態に対する疑心暗鬼が高まっていったのである。

2 早期是正措置の概要

こうした危機的状況に対応するために、1990年代後半には、民間銀行の信用リスク管理を高度化させるための制度改正が矢継ぎ早に実施された。まず1998年度から「早期是正措置」と呼ばれる制度が正式に導入された。もともとこの措置は、自己資本比率(「広義自己資本/リスクアセット」という算式で計算される)を正しく計算したうえで、この比率が不十分な銀行(海外に営業拠点を持つ「国際基準行」は8%未満、拠点のない「国内基準行」は4%未満)に対して、比率の悪さの程度に応じて金融監督当局が自己資本増強策から業務停止命令までの「是正命令」を発動する、という金融行政上の制度である。ここで、自己資本比率を正しく計算するために多大な労力を投入するようになったことが、本措置の信用リスク管理面での大きな特徴である。

早期是正措置のもとでは、「自己査定」制度が導入され、資産内容の定期的・網羅的な把握が民間銀行の義務となった(それまでは、資産査定は金融当局の間歇的な仕事とみなされていた)。自己査定は民間銀行自身の定例的業務となり、銀行は年2回(信用金庫以下では年1回)、全ての資産を対象に資産査定を行うようになった。また、資産査定の手順は、早期是正措置が導入されるまでは金融当局だけの対外秘の扱いであったが、本措置の導入を機に公開された。当初は簡単な手順を公開しただけだったが、現在では1999年に導入された「金融検査マニュアル」の中に詳しい手順が盛り込まれている。このマニュアルは、金融庁のホームページの「所管の法令・ガイドライン等」「検査マニュアル関連」「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」とクリックしていけば、誰でも全文を[ダウンロードすることができる](#)。このマニュアル自体は160頁以上もの大部であるが、そのうちの「信用リスク検査用マニュアル」の部分を読めば、資産査定の大枠が示してある。このように、査定手順の透明性は、今日では飛躍的に向上しているのである。

資産査定の第一歩として、査定者は、まず債務者の状況を定量的・定性的に細かく分析し、「債務

者区分」を行う。その際には、債務者から数年分の財務諸表を取り寄せるほか、債務者が抱える帳簿外の不良債権にも目を光らせるなど、定量的・定性的に幅広い角度から十分な分析を行う必要がある。こうした分析の結果、民間銀行は以下の ～ に「債務者区分」を行っていく。

経営面で殆ど問題のない「正常先」、

ある程度問題のある「要注意先」

このうち、延滞や貸出条件緩和など重大な問題のある先は、1ランク監視の厳しい「要管理先」とされる。

かなり問題のある「破綻懸念先」、

実質的に破綻している「実質破綻先」、

法的あるいは慣例的に破綻とみなされる「破綻先」

次に、各債務者が抱える個別の債務(民間銀行からすると債権)毎に、[担保や保証の状況を確認して資産分類を行う](#)。「正常先」への債権のほか、「要注意先」以下への債権であっても、回収に懸念のない優良担保(預金担保や国債担保など)・優良保証(各地の保証協会の保証など)のある貸出等は回収に懸念のない「分類」とされる。他方、土地担保などの一般担保や個人保証などの一般保証のついている貸出等は、処分可能見込み額の一部(7割程度と言われる)が回収に注意を要する「分類」とされる。より回収の可能性が低い部分については、「要注意先」では「分類」に止まるが、「破綻懸念先」以下では回収に重大な懸念のある「分類」や「実質破綻先」以下では回収不能の「分類」(担保・保証なしの部分)と分類されている。

これらのうち、「分類」とされた債権は全額を会計上処理する必要があり、「分類」や「分類」についても回収不能額に対する見通しに基づいて適切に会計処理することが求められる。そのための銀行経理の手法はいくつかあるが、期間損益で損を計上したうえで、以下の ～ などの会計手法が用いられる。

資産として計上することを止める(直接償却)、

一旦資産として計上するがマイナスの資産である「個別貸倒引当金」を引当てる(間接償却)、

回収業者など第三者に安値で不良債権を売却する(オフバランス化)

こうした措置は総称して「償却・引当」と呼ばれるが、いずれも銀行の広義自己資本にマイナスの影響を与え、自己資本比率を低下させる方向に働く。

銀行内部の査定だけでは世の中の信頼を得ることは難しく、結果的に甘い自己査定を容認していた民間銀行もなかったとは言えない。そこで、早期是正措置では、金融のプロである公認会計士や金融当局(現在では金融庁<銀行、信用金庫のほか信用組合も担当>や日本銀行<1998年施行の改正日銀法で審査に法的根拠が付与された>)がチェックする仕組みも組み込まれている。

3 早期是正措置など金融制度改正の影響

上記論文の発表後、民間銀行では、こうした自己査定を円滑に進めるためにさまざまな工夫を行っている。自己査定の手順を行内に周知するために、金融検査マニュアルよりも詳しい「自己査定基準書」を策定して行内の全ての融資担当者に査定基準を徹底しているほか、資産査定のための統括部署を設置し、各営業店で自己査定した結果をチェックした上で査定結果を確定することが多い(営業店では個別の債務者への思い入れ等から甘めの自己査定を行う場合もあるため)。民間銀行では、かなりのマンパワーをかけて、自己査定結果を何重にもチェックしている。

他方、身内のチェックの甘さを牽制するうえで、外部からの自己査定のチェックが大きな役割を果たしている。例えば、公認会計士のチェックは、決算前の時間的制約等もあってサンプル・チェックに止まるが、2003年にりそな銀行や足利銀行に公的資金が投入された際には、不良債権に対する公認会計士の厳しい判断が投入の引き金になったと報じられている。また、金融当局は、民間銀行の資産内容を幅広くチェックしており、検査等における資産査定の結果を、その銀行の検査後の決算に反映させるように強く誘導している。このように、外部の専門家の力も活用するという制度は、信用リスク管理

を高度化させる上で、大きな役割を果たしたのである。

金融庁の公表データ (<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/14/ginkou/f-20021108-3.html> から始まり、最新版は <http://www.fsa.go.jp/news/newsj/16/ginkou/f-20040916-3.html>) によると、自己査定制度の導入当初は、民間銀行の自己査定結果やそれに基づく償却・引当額は金融庁の基準より大幅に甘く、金融検査による結果と大きく乖離していた。しかしながら、不良債権に対する世間の厳しい見方が強まる中で、金融検査を何回も受けた民間銀行は各々の自己査定基準と運用を厳格化するようになり、金融庁の検査結果と自己査定との乖離度合いは縮小傾向にある。

その意味では、検査忌避をして先般逮捕されたUFJ銀行の役員の罪は、非常に大きかったと言わざるを得ない。検査忌避とか情報隠匿とかは、金融検査というシステムそのものの信頼性を大きく揺さぶる犯罪行為だからである。郵便貯金が将来、貸出業務に本格進出される際には、金融当局の検査等に対して誠実に協力し、金融当局ひいては世間の信頼を勝ち取られるように、全力を挙げて努力されることが望まれる。

なお、早期是正措置の関連で、民間銀行の自己資本比率の動向が「貸し渋り」を招いた、との指摘もみられる。早期是正措置の導入に伴って不良債権処理の先送りが困難となり、分子の広義自己資本が低下したため、自己資本比率確保のために分母であるリスクアセットを抑制するべく貸出意欲を低下させた、という説である。確かに、一部の民間銀行ではこうした対応や、ひいては「貸し剥がし」と呼ばれる行動を行ったと言われているが、借り手側の意識改革が遅れた側面もあろう。自己査定が厳格化していけば、「正常先」と区分された債務者は、どこの民間銀行からでも借りられようが、「要注意先」以下に区分された債務者は、担保として差し出せる土地があったとしても、従来のように比較的安易に借りることは難しくなったであろう。早期是正措置が導入されてからは、貸し手の民間銀行は、金融検査などの場で金融当局に対して個々の貸出が回収可能性の高いものであることを説明しなければならなくなったためである。しかるに、こうした民間銀行の環境変化を十分理解していない借り手からすると、民間銀行が手の平を返して「貸し渋り」を始めたと映ったであろう。本来ならば、債務者側も銀行取引の際の心構えを大きく変える必要があり、実効性の高い事業計画（「要注意先」以下の場合には経営再建計画）を民間銀行に提出するなど、説得能力を高める必要があるだろう（債務者側が十分な経営再建計画などを立てられない場合には、その策定をサポートすることにビジネス・チャンスがあるかも知れない）。「貸し渋り」の問題では、こうした面での借り手の対応が遅れた面も大きかったと考えられる。

このほか、一連の制度改正の中で、民間銀行が対外公表する「不良債権」の定義が厳格化された点も補足しておきたい。従来は“不良債権に含める必要がない”とされていた問題含みの債権が“不良債権”とみなされて、発表の対象となったのである。具体的には、1998年度末から「3か月以上延滞債権」（従来から公表されている「延滞債権」の定義は未収利息不計上の債権＜大まかに言えば6か月以上延滞が続いているもの＞のみ）や「貸出条件緩和債権」（従来の「金利減免等債権」は公定歩合以下まで金利を引き下げたものなどに限定）が個別銀行ごとに発表されるようになった。1997年の論文で紹介した日本の不良債権開示基準（当時は全国銀行協会の「統一開示基準」）は、厳格な不良債権開示を求める米国SEC基準に比べて、かなり甘かったと言わざるを得ないが、現在では、わが国でも開示基準が厳格化された（銀行法等により「リスク管理債権」の公表が求められる）のである。もちろん、こうした開示内容の適切性についても、金融検査などでチェックされている。西武鉄道株の虚偽記載を巡る一連の騒動でも明らかとなり、今日では公開情報の適切性が重視されるようになってきている。その正確性について外部からチェックされることを厭うことが許されない時代になっているのである。

4 より高度な信用リスク管理を進める動き

こうした資産査定から償却・引当までの作業は、全ての民間銀行に義務付けられたものであり、導入後7年経って、現在ではかなり定着してきている。ただし、こうした信用リスクの管理は、あくまでも必

要最低限の基本的な作業であり、都市銀行などの先進行では、高度な統計学や数学の知識などを用いて信用リスク管理の高度化を進めている。

具体的には、債務者区分をより細分化したかたちの「内部格付制度」を導入して、債務者毎に詳細な格付を付与し、格付毎の倒産確率や損失確率を計算して信用リスク相当分を貸出金利に上乘せしようにする動きもみられる。さらには、一步進んで貸出を含む資産ポートフォリオに着目し、過去の格付の遷移マトリックスを用いて将来の資産ポートフォリオの内容変化を予想したり、統計的に有意な最大損失額を推計（「信用VaR」と呼ばれる）したりする高度な信用リスク管理を行うようになっている。こうした高度な分析を行うためには、債務者の財務データを初めとする良質なデータを大量に蓄積し、高度な統計学の知識に基づいて分析しなければならない。たとえば、各種貸出間の分散・共分散マトリックスを推計することも重要な作業である。金融業においては、「統計学や数学は理科系の仕事であり、文科系には関係ない」などと言ってはられない時代になっている。現在では、先進行に対する金融当局の検査・考査の際には、こうした高度な信用リスク管理手法の妥当性が議論されるようになっている（上記の「金融検査マニュアル」や日本銀行の[考査実施方針](#)などを参照）。郵便貯金が貸出業務に本格参入される暁には、こうした高度な信用リスク管理手法を積極的に導入されるとともに、金融当局などと不断に議論を深め、一段のリスク管理高度化を推進されることが望まれる。

信用リスク管理の高度化との関連では、BIS規制が日本でも今から約2年後の[2007年3月から改訂されること](#)も重要な変化点である。上記の早期是正措置が自己査定制度の導入等によって、民間銀行の自己資本比率のうち分子である「広義自己資本」を正確に計算するようにした制度であったのに対し、今回の自己資本比率規制の改訂は、分母である「リスクアセット」を金融リスクの実態に合わせて大幅に見直そうというものである。これまでの自己資本比率規制では、信用度が高い優良企業向けの貸出でも、信用度の低い問題企業向けの貸出でも、一律100%のリスクウェイトを掛けている。このため、民間銀行はリスクアセットとして計算される額が同じならば、信用度が高く金利の低い優良企業への貸出を抑制し、信用度が低く金利の高い問題企業への貸出を推進するという誘因上の歪みが生じている、と指摘されていた。新BIS規制ではこれを改め、各銀行の信用リスク管理状況に応じて、複数の計算方法の中から[自行にあった計算方法を選べるという案が提示されている](#)。信用リスク管理面では、リスクウェイトなどを「標準的手法」から変えることも可能になる。信用リスクの内部格付手法など先進的な手法を採用する場合には、[金融庁の承認を得る必要がある](#)ため、早めに対応されることが望まれる。

なお、日本の自己資本比率規制では、先進国としては珍しく二重基準が認められており、海外に営業拠点（支店や現地法人）のある「国際基準行」にはBIS規制と同一の厳しい基準が適用される一方、拠点のない「国内基準行」には独自の甘い基準が認められている。自己資本比率規制に対して、わが国では被害者意識などに基づく批判が絶えないが、銀行等がリスクを負いながら業務を行っている営業体である以上、各種リスクに対応し得るバッファーとして広義自己資本を十分に持つべきだ、というBIS規制の考え方に誤りはないだろう。銀行がお客様の命の次に大事な預金や貯金を預かって運用する以上、その程度の自己資本比率の確保を図るのは当然である。郵便貯金が仮に国内基準行になられたとしても、国内基準に安住することなく、国際基準行並みの自己資本比率の達成を目指して、弛まざる努力を続けられることを期待したい。

5 おわりに

バブル崩壊後の日本の民間銀行は、不良債権問題を初めとする各種リスクの顕現化に苦しめられたが、その間、決して手を拱いていた訳ではない。本稿で述べたとおり、信用リスクの高度化だけでも、随分沢山の施策を講じている。このほか、市場リスク、オペレーショナル・リスクなど多くのリスク分野のコントロールのために、多大の努力を払ってきたことも見逃せない。

これに対し、政府系金融機関は一般に、信用リスクを含めたりスク管理面での対応が民間銀行に比べて大幅に遅れている。後世の人々から、“政府系金融機関は2002年度まで金融検査の対象外

だったこと等を楯に、低レベルのリスク管理に安住していた”と言われたいだろうか。土地担保付き貸出の機能不全という環境変化が民間銀行だけにあてはまるものでない以上、政府系金融機関にあっても、民間側の努力や、金融当局の対応策などについて積極的に情報収集するとともに、多数の関連職員にリスク管理高度化の趣旨を徹底していく必要があると思われる。

日本郵政公社の皆様の中には、この小論の内容程度のことは先刻ご承知の方も多数おられよう。しかしながら、縁あって執筆の機会を頂いたことから、リスク管理高度化の重要性について改めて注意喚起させて頂こうと考え、縷々申し上げた次第である。私自身が郵政研究所に出向した約2年間の経験では、郵政事業に勤勉かつ有能な職員が数多くおられることを痛感させられた。こうした豊富な人材を活かし、新しい郵便貯金におかれても、金融面でのリスク管理の高度化のために是非とも能力をフルに発揮されるとともに、体制整備面でも適切な対応を図られることを、心より祈念している。